

令和7年 第11回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和7年11月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時15分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	欠席	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	出席	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：10名 欠席：1名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 藤巻 蓮
9. 会議進行状況

会長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員10人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第11回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に7番委員並びに8番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議長	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたし

	<p>ます。3条の番号1について事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局 3ページをご覧ください。番号1 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○市○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△ △△△番 地目 畑 946㎡ 計1筆 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地16,074㎡、借受地22,976㎡、貸付地0㎡ 取得状況 平成2 0年5月5日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 2 経態 専業 所 有機械 トラクター1台 田植機1台 耕耘機1台 コンバイン1台 乾燥機 1台 ユンボ1台 防除機1台 軽トラック1台 位置 農用地区域 自宅と 申請地は0.1kmです。</p> <p>4ページをご覧ください。こちらは字○○地内の申請地の場所になります。左 上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、葉物野菜などの露地野菜が耕作されています。受人は 現在76歳、米麦やブロッコリーなどの露地野菜を耕作しております。申請地取 得後は、露地野菜の生産規模を拡大していきたいとのこと。申請理由ですが、申 請農地は受人が長年管理をしている農地で今回正式に3条申請で取得する事と なりました。以上、番号1の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いい たします。</p>
議 長	<p>まず、農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。7番委員から補 足説明があればお願いいたします。</p>
7番委員	<p>申請人より話を聞きましたが、10年位借りて耕作していて渡人より買って もらえないかと頼まれたそうです。きれいに耕作しているので問題ないと思 います。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東児玉3番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東児玉3番	<p>きれいに耕作されています。渡人には後継者がいないとのこと。</p>
議 長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p>

質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

議長

賛成全員につき、許可相当と決定します。
続きまして、3条の番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをご覧ください。番号2 受人 ○○市○○町○○△△△番地 □□□□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□□□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 田 2, 362㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 田 545㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 田 1, 214㎡ 計3筆 4, 121㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地5, 390㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 令和元年8月27日 相続 不耕作 無 家族数5 従農数 2 経態 兼業 所有機械 仮払機1台 位置 農用地区域 自宅と申請地は5kmです。

6ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

申請地の現在の状況は梅が栽培されています。受人は現在53歳。みかんを栽培しています。申請地取得後は、梅を受人が引き継ぎ栽培するとのことです。

申請理由ですが、現在申請地は渡人が管理をしていますが高齢のため新たな担い手を探していたところ受人が見つかり申請したとのことです。

以上、番号2の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

続いて番号2を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願ひいたします。

8番委員

申請地は以前乗馬場でありました。現在は梅林となっているが手入れが行き届いていません。受人は観光農園にしていきたいとのことでした。

議長

次に、推進委員東兎玉1番より意見がありましたらお願ひいたします。

推進委員

梅が100本程度植わっています。地目は田ですが現況は畑となっています。

東児玉1番	
議長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 1番委員</p>
1番委員	<p>受人の国籍は。</p>
事務局	<p>中国です。</p>
2番委員	<p>以前取得したミカン畑は現在大丈夫なのでしょう。</p>
4番委員	<p>ミカン畑はきれいに手入れされているようには思えない。</p>
7番委員	<p>ミカンが枯れている箇所があります。</p>
事務局	<p>今回の申請にあたり受人の所有農地を確認したところ。草刈りが適切にされており耕作放棄の状態ではありません。ミカンの苗木が一部枯れていることは確認しています。</p>
<p>推進委員 松久3番</p>	<p>観光農園をやるのか。</p>
事務局	<p>栽培してみてもうまくいけば観光農園をやるとのことです。</p>
<p>推進委員 松久2番</p>	<p>すでに農地を5,000㎡所有しているので今回取得すれば10,000㎡となる。刈払機1台で管理できる面積ではない。本気で農業をやっていく気があるのか疑問である。</p>

事務局	<p>現在は農業機械をリースをしています。今後は必要な農業機械を取得することです。</p>
事務局長	<p>皆様から多くの意見をいただき難しい判断をしていただくというのは大変申し訳ないところですが、事務局も申請を受けたときに何度もミカン畑は大丈夫か確認し、現地調査も行っています。現在は草の管理がされていて荒れている状態ではありません。3条の許可要件というのは、所有または借りている農地が適正に管理されているのかが判断基準になります。管理とは雑草などが繁茂していなければ農地法上は管理しているということになります。ミカンの栽培がうまくいってなくてもそれ以上のことは言えません。所有機械は刈払機しかありませんがリースしていて適正に管理されており、今後購入する計画と言われてしまうと何も指導できません。以前のミカン畑購入の際はまずは3年借りて実績を作ってほしいとの事務局の提案を受け入れてもらえましたが、今回は渡人が買ってほしくて受人が買うと言っているため、申請を止めるすべがない状況です。委員の皆様には難しい判断をしていただくこととなりますが、農地法に基づき判断をしていただければと思います。審議保留というものもありますが、書類に不備があったなど正しく審議できない際に適用するもので、怪しいから保留にするということとはできないと思います。また、申請を受理して何日以内に回答しなければならないという法律もあります。例えば不許可を出す場合でも、理由を付して回答しなければなりません。</p>
議長	<p>難しい案件だと思いますが、最終的には委員の皆さんの多数決で判断されます。ここで出た意見は受人に伝えることができるということです。採決したいと思います。農地法第3条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員7名挙手)</p>
議長	<p>賛成多数につき、許可相当と決定します。 続きまして、3条の番号3について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページをご覧ください。番号3 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○市○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△ △番 地目 畑 359㎡ 権利内容 所有権 理由 新規取得 自作地0</p>

m²、借受地0 m²、貸付地0 m² 取得状況 平成27年7月19日 相続 不耕作
無 家族数 3 従農数 2 経態 専業 所有機械 耕耘機1台 位置 農
用地区域外 自宅と接続しています。

8ページをご覧ください。こちらは〇〇地内の申請地の場所になります。左上
が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

申請地の現在の状況は、葉物野菜などの露地野菜が耕作されています。受人は
現在79歳、申請地を借りて自家消費用の野菜の栽培を行っています。申請地取
得後は、引き続き自家消費用の野菜を栽培していきたいとのことです。

申請理由ですが、申請地は長年渡人の親族である受人が管理をしていた農地
でしたが相続した渡人が遠方で耕作できないため今回正式に取得の申請を行
いました。

以上、番号3の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続いて番号3を審議いたします。私の担当地区になりますので補足説明をい
たします。

受人私人は本家新宅の関係。長年受人が管理している。もう美里には戻らない
ので請け人に譲りたいとのことです。

議 長

次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員
大沢2番

自宅の隣の畑で長年野菜を作っています。特に問題ないと思います。

議 長

他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。

意見がないようですので次に移ります。

次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号3につ
いて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

議 長

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続きまして、3条の番号4について事務局より説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>9ページをご覧ください。番号4 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△ △番 地目 田 437㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地2, 256㎡、借受地0㎡、貸付地1,992㎡ 取得状況 平成23年9月22日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 2 経態 専業 所有機械 トラク ター1台 トラック1台 草刈機1台 位置 農用地区域 自宅と申請地は 0.3kmです。</p> <p>10ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左 上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。</p> <p>申請地の現在の状況は、保全管理されています。受人は現在71歳、麦作を中 心に耕作しています。その他には自家消費用の果樹を栽培しています。申請地取 得後は、麦作の規模拡大をしていきたいとのことです。</p> <p>申請理由ですが、渡人は農地を相続したが耕作はしておらず保全管理に努め ておりました。受人が申請地の隣で農地を保有し耕作しており保有しているた め買ってもらうことになりました。以上、番号4の案件になります。ご審議のほ ど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて番号4を審議いたします。私の担当地区になりますので補足説明をい たします。</p> <p>受人は工業団地で会社を運営していた。後継人がいないので会社は譲ってしまっ た。職がなくなったので農業をやりたいとのこと。甘粕に農地を所有しているが貸 して米を作っています。渡人は兒玉の人に申請地を貸していたが返されてしまった。 受け人は土地を多く持っており管理しきれないので整理している。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>推進委員 大沢2番</p>	<p>会長が説明したとおりで、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号4につ いて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>

(農業委員全員挙手)

議 長

賛成全員につき、許可相当と決定します。
続きまして、3条の番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局

11ページをご覧ください。番号5 受人 ○○町○○△△△番地 □□ □
□ 渡人 ○○町○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○
△△△番 地目 畑 383㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地
20, 947㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 平成23年9月22日
相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 1 経態 兼業 所有機械 トラク
ター1台 トラック1台 草刈機1台 ユンボ1台 位置 農用地区域 自宅
と申請地は0.2kmです。

12ページをご覧ください。こちらは○○地内の申請地の場所になります。左
上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

申請地の現在の状況は、自家消費用の露地野菜を栽培しています。受人は現在
73歳、梅、ブルーベリー、栗等の果樹や自家消費用の露地野菜を栽培していま
す。申請地取得後は、引き続き自家消費用の露地野菜を栽培していきたいとのこ
と。申請理由ですが、受け人は長年申請地を管理しており今回3条申請で正式に
売買となりました。

以上、番号5の案件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

続いて番号5を審議いたします。私の担当地区になりますので補足説明をい
たします。

受人は申請地を20年位借り受けて露地野菜を栽培しています。渡人から購
入してもらいたいと依頼がありました。

受人は、一生懸命農業をやっています。

議 長

次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いいたします。

申請地は家庭菜園として適切に耕作されています。問題ないと思います。

議 長

他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。

	<p>(農業委員全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第3条の番号1、番号2、番号3、番号4、番号5の案件につきましては許可と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>14ページをご覧ください。 番号1 受人 ○○県○○市○○△丁目△△番△△号 □□□□株式会社 代表取締役 □□ □□ 渡人 7名になります 1人目 ○○市○○△△△ 番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 285 ㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 畑 18㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 畑 136㎡ 取得状況 平成15年4月26日 相続 2人目 大字 ○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 114㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 畑 49㎡ 大字○○字○○ △△△番 地目 畑 680㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 畑 138 ㎡ 取得状況 平成15年7月23日 相続 3人目 ○○都○○区○○△△ △番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 7㎡ 取得状況 平成16年1月9日 相続 4人目 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 80㎡ 大字○○字 ○○△△△番 地目 畑 96㎡ 取得状況 平成14年5月25日 相続 5人目 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△ △番 地目 畑 112㎡ 取得状況 平成4年9月7日 相続 6人目 大 字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 137㎡ 大字○○字○○△△△番 地目 畑 54㎡ 取得状況 昭和 55年7月7日 相続 7人目 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所 在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 12㎡ 取得状況 昭和53年8月 16日 相続 計14筆 1,918㎡ 転用目的 資材置場 権利内容 所 有権 申請内容 資材置場1,918㎡ 計画全体面積は2,764.79㎡で</p>

す 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から35m。
15ページをご覧ください。工場から町道を挟んで西隣の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

申請人は〇〇県〇〇市に本社を置く土木工事やコンクリート製品の製造・販売を行う会社で、昭和49年に美里町で埼玉工場の操業を開始し、主に戸建て住宅のプレキャストコンクリート製品を製造しています。

現在、昨今の住宅事情から多品種生産を余儀なくされており既存の資材置場が手狭な状況になってきています。この度、新規の大口受注を受けることになり製品を保管する資材置場が不足することから今回の申請に至ったとのこと。なお、事業計画地の農地以外の所有者からも同意を受けていることを確認しております。以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

続きまして、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。8番委員から補足説明があればお願いいたします。

8番委員

申請者は10年位前から資材置場を探していました。事業者は町のボランティア活動やクリーン美里にも積極的に参加しています。申請地は鉄塔もあり農地として使い勝手が悪い土地なので問題ないのではないのでしょうか。

議長

次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。

推進委員
東兎玉2番

土地所有者に話を聞きましたが、農地が小さく鉄塔もあり使い勝手が悪いと言っていました。工場のすぐ隣なので農地転用は問題ないと思います。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。
意見がないようですので次に移ります。
次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。
質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。

(農業委員全員挙手)

議 長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>農地法第5条の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第5条の番号1の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
議 長	<p>続きまして、第1号報告事項について、事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>18ページをご覧ください。美里町農業経営改善計画認定事業実施要領により、別紙申請人の改善計画を認定したと通知がありましたので報告いたします。</p> <p>次ページをご覧ください。認定農業者経営改善計画（新規）でございます。</p> <p>1番 氏名 □□ □□ 住所 ○○町大字○○△△△番地 年齢 73歳</p> <p>営農類型 稲作 麦類 昨 計画の概要 各作物の作付面積は議案書のとおりです。米 100から250a 麦 188から400a</p> <p>経営改善の方向の概要は、「農地中間管理事業を活用し、農地の大区画化・集約化を図り、米麦の生産量増加および農業所得の向上を目指す。農作業の省力化に向けて外部委託でドローンを活用する。新しい農機具を購入し、農作業の省力化・効率化を図る。」とのことです。</p> <p>以上で、第1号報告事項について報告を終わります。</p>
議 長	<p>これで、議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理、お願いいたします。</p>
会長代理	<p>以上をもちまして、第11回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年11月25日

議長 松本 晴貴

署名委員 長谷川 精一

署名委員 中澤 啓二